

木造住宅

除却工事事業費補助金

町では災害に強い安全なまちづくりを推進するため、
耐震性のない木造住宅の除却費用の一部を補助しています。

対象となる住宅（次の全てに該当する必要があります。）

- ・寒川町内にある在来工法による木造住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの
- ・一戸建専用住宅又は一戸建併用住宅であるもの(長屋を除く。)
- ・耐震診断の結果、上部構造評点の最小の値が1.0未満のもの

申請者の条件（次の全てに該当する必要があります。）

- ・当該家屋を所有している個人又はその2親等以内の親族
- ・住民税等の滞納がない人

※既に同一の補助金の交付を受けている場合は申請することができません。

補助額

補助対象経費の2分の1かつ上限50万円

※補助対象経費は消費税及び地方消費税、草木の除草、伐採に要する費用、家財道具の処分費並びに登記等に要する費用を除いたものになります。



手続きについては裏面をご覧ください。

寒川町役場 都市建設部 都市計画課
都市計画・開発指導担当
0467-74-1111（内線323）

木造住宅除却工事業補助金の流れ

都市計画課へ事前相談

都市計画課へ耐震相談、補助金活用についてのご相談をお願いします。
※年度内に受付できる補助件数には限りがあります。

無料耐震相談

毎月第3水上市日に寒川町役場で実施している個別の無料耐震相談を受けてください。
(各日先着5名、予約制、1時間程度)

現地耐震診断

寒川町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱に基づく耐震診断を受けてください。
費用：約10万円
補助額：診断費用の2分の1（上限5万円）

耐震診断の結果、上部構造評点の最小の値が1.0未満だった場合。
「木造住宅耐震改修工事」か「木造住宅除却工事」の補助を受けることができます。

除却補助金の活用を選択した場合。

除却補助金の申請

工事が完了しましたら、補助金交付請求書、工事完了実績報告書に必要書類を添えて提出していただきます。

審査・交付決定

工事の実施

「補助金交付決定通知書」を受け取り後、工事を実施してください。
※施工業者については特に制限はありません。
※受け取る前に工事を実施すると補助金の交付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

補助金の請求

除却工事完了後、補助金交付請求書・工事完了実績報告書に必要書類を添えて提出してください。

補助金の支払い